

## 第1節

## 第8次専門研究委員会活動の総括

## 第1項 専門研究委員会活動の役割

専門研は、昭和60年（1985）に発足した第1次専門研以来、埼史協会員が文化財行政の現場において抱えている課題を検討するための機関として活動を続けてきた。今回は、「地域史料の防災対策」を扱った第7次専門研の活動によって再認識された課題の一つでもある県内所在史料の所在情報把握の必要性などを踏まえ、これまでの自治体史編さんにおいて収集された「地域史料の所在（現状）・保存管理」を検討課題とした。とりわけ、文書調査員制度によって浮かび上がってきた課題（第2章第1節）と県内自治体対象のアンケート結果（第3章第2・3節）によって明らかになった県内における地域史料の状況と管理体制の課題に応えるため、地域史料を取り扱う専門職員でなくとも実践しやすい管理方法にも目配りをした内容でまとめることを目指した。

専門研のメンバーは県内自治体職員で構成したが、自治体史編さんの経験が少ない若手職員も多く、かつての県内における自治体史編さん事業をあらためて理解・把握する貴重な機会にもなった。また、正規や非正規の職員にかかわらず、現場において抱えている課題に真摯に向き合って議論を重ねた点も今回の専門研活動の特徴である。研究活動を通じた担当者間の交流も図られ、自治体間の相互の繋がりをさらに広げる機会も得た。



5-1 会議風景（鴻巣市）

## 第2項 専門研究委員会活動の成果

第8次専門研報告書および専門研活動の成果は以下の4点にまとめられる。

## (1) 文書調査員制度と県内自治体史編さんの成果（第2章・第3章第1節）

文書館の発足と同時に設けられた文書調査員制度は、古文書の所在調査や現在も行われている普及活動に至るまで県内の地域史料の保存に大きな役割を果たしてきた。とりわけ、土地勘のある広域調査員からは地域史料を所蔵する家ごとに関心の差がある点などが

指摘され、なかには行政の接触が難しい家もあったことがコメントされている。これは所在確認を取ることができなかった家の中にも地域史料を所蔵している家が複数家あったことを示している。

そうした中で、県内自治体史編さんの進展は、多くの新出史料の発掘を促すとともに、豊富な地域史料に基づく豊かな叙述をもたらすことになった。そして、編さん事業の一環として未整理の古文書の整理と目録作成が位置付けられている自治体が多いことも特筆すべきだろう。編さんの中で、一般に刊行された古文書目録が比較的多い点は、県内の自治体史編さんにおける特徴の一つとも言えよう。このように地域史料の保存活用の動向と自治体史編さん事業は、時を同じくして取り組まれてきたのである。

## (2) 地域史料の現況の把握 (第3章第3節)

自治体史の刊行から数十年の年月が経つ自治体が多い現在、かつての編さん事業の一環として収集された地域史料について、現在どの程度所在が把握されているのか、県内63自治体のアンケート協力を得て集約することができた。そのなかで、自治体と個人による管理は約3割ずつ、さらに所在不明が3割という現状の傾向を埼玉協としても真摯に受けとめる必要があると考えられる。

一方、目録情報が何らかの形で把握、管理できているという結果は、編さん事業における成果が現在に至るまで引き継がれているというように積極的に評価することができよう。

なお、この編さん事業の一環として蓄積された目録情報や収集された地域史料を、今後どのように利用に供していくことができるかどうかについては、原所蔵者からの再承諾などを含めて、さらに方法の模索を慎重に進めていくことが求められる。こうした側面も自治体史編さんの成果を利活用するために施すアフターケアの一つとして理解したい。

## (3) 地域史料の管理体制における課題の把握 (第3章第2・4節)

(2)と同じく県内自治体のアンケート協力によって地域史料を取り扱う管理体制の課題を抽出することを試みた。なかでも地域史料を専門知識に基づいて取り扱うことのできる担当者が不在の自治体から寄せられた意見には、自治体管理および個人宅管理いずれの

史料についてもどのように管理・把握を行えばよいか腐心しているという課題の一端も明らかになった。また、担当職員の異動や世代交代などの影響も相まって、個人所蔵者の方々との信頼関係も再構築することが求められている。

これらの管理体制と関わって、編さん終了後に自治体で管理している地域史料の保存施設の確保も大切なことである。保存容量の限界を理由に地域史料の保全が叶わないという



5-2 主屋の取り壊し風景

ことがないよう、既存の史料のみならず、今後の史料の受け入れまで見据えた保存環境を確保していただきたい。

#### (4) 地域史料の継承へ～史料管理マニュアルの例示～（第4章第1節）

本書の冒頭から述べてきたとおり、地域史料は各地域の歴史や文化を物語る、いわば地域の文化遺産である。これまでに県内自治体で編さんされた自治体史の多くは、各自治体域に伝来した地域史料を読み解いて描かれた歴史像に立脚したもので、その保存・継承の重要性は自明のことである。

こうした地域史料を保存・継承するための日常的な管理体制は、災害などの非常時における史料レスキュー活動を行う上でも大変重要である。一方、地域史料を取り扱うことができる知識を習得している担当者が不在の場合もみられるため、広く実践しやすい現実的な方法の例示を念頭に置きつつ、史料管理マニュアルの例示を本書では試みた。

マニュアルは、自治体担当者向けと所蔵者向けの2パターンを例示するとともに、地域史料の保存のために施しておきたい手立てを紹介している。さまざま状況からすべて実践することが難しい場合でも、優先度が高く、取り組みやすいものから少しずつ地域史料の保存に目を向けていただきたい。もちろん、担当部署や地域史料が置かれた状況は一様ではなく、また今回のアンケート調査で把握された状況も年月を経て移り変わることが見込まれる。したがって、本書で示した史料管理マニュアルで例示した方法もそれぞれの場面や状況の変化に応じて活用されることが望まれる。

## 第2節

## 埼玉協の活動と今後の役割

### 第1項 現在、そしてこれからの自治体史編さん

#### (1) 現在の埼玉県内の自治体史編さん

第3章第1節（27頁）で述べられたとおり、埼玉県内の自治体史編さん事業は、昭和40年代半ばから平成に入る20年ほどが最も盛んな時期であった。しかし、現在ではこの期間に事業を行っていた自治体のほぼ全てで編さん事業が終了しており、県内で自治体史編さん事業を実施しているのは、春日部市、行田市、熊谷市、さいたま市、秩父市、松伏町の6自治体である。このうち、過去に編さん事業を全く実施したことのなかった自治体は松伏町のみであり、他は事業の規模などにこそ違いはあるが、編さん事業を実施し「市史」と名のつく刊行物を発刊したことのある自治体である。

行田市と熊谷市は過去の編さんでは資料編を刊行しなかったが、その後の新たな史



5-3 埼玉県史料叢書

料の発見と編さん事業による調査により資料編を刊行し、その成果をもとに通史編や普及版の刊行を行っている。春日部市では合併した庄和町の町史編さんを引き継いで事業を継続したのち、平成29年(2017)に新たな計画のもと編さん事業を開始した。浦和市・大宮市・与野市・岩槻市が合併したさいたま市では、平成26年度より総務局総務課内にアーカイブズセンターを設置し、編さん事業を開始した。このように、新たな史料の調査や発見に基づく地域の歴史の叙述や、合併により誕生した自治体の枠組みの中で、地域の歴史を叙述していこうという取り組みが行われている。

## (2) これからの自治体史編さん

新たに編さん事業を始めた自治体では、事業開始にあたり策定した計画書などの中に、図書の刊行だけではなく、史料の保存と活用を明記している自治体もある。例えば、さいたま市では、平成27年(2015)3月に策定した「さいたま市史編さん基本計画」の中で、事業の目的や期間、推進体制に続いて「4. 歴史資料の取扱い」として、史料の計画的な整理・保存に努めるとともに、広く市民などの利用に供することを市史編さんの基本姿勢としている。

春日部市では、平成29年5月に「第2次春日部市史編さん事業計画」を策定した。その中の「1 市史編さんの趣旨」の「(3) 目的」の最初に「市にかかわる歴史的、文化的資料の散逸、消滅を防ぎ、新たな地域資料の発掘に努め、体系的な整理・保存・活用を行い、後世に伝える。」とし、資料の保存と活用を事業の目的の筆頭に挙げている。さらに、「2 市史編さんの基本方針」の10番目に災害で史料が被災した場合にはその救済にあたることも明記している。本報告書の成果からも分るように、自治体史編さん終了後の史料保存には多くの課題があることが明らかとなっており、今後の自治体史編さんは計画当初から事業終了後も見据えて、資料の保存と活用を事業の趣旨や方針にきちんと位置付けることが求められよう。

## 第2項 埼玉協の活動と今後の役割

### (1) 専門研の活動について

本専門研では自治体史編さん後の史料管理について、さまざまな視点から検討を行い、本章第1項にまとめられたような成果を得て、報告書という形で刊行することができた。専門研では報告書の刊行後にその成果を埼玉協の研修会で報告し、会員への普及や啓発を図るとともに、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(全史料協)などの史料保存に関わる団体の研修会などでも発表してきた。第6次、第7次専門研の成果は文書館や全史料協のホームページで公開されている。専門研の報告書は第1集以来、一貫して実務に則した内容と現場で使える手引書を目指しており、会員に利用してもらうためにも、来年度の事業で成果の報告を行うとともに、さらなる普及活動に努める必要がある。

現在、史料保存活用に関わる自治体の担当課所館を会員とする県単位の協議会があるのは、埼玉県のほか、群馬県、千葉県、神奈川県、新潟県、長野県、富山県、岐阜県、広島県、大分県、沖縄県である。そのなかで断続的に実務に関する研究成果を刊行し続けているのは長い活動歴を持つ埼玉協のみであり、本会が他県から評価される大きな理由となってい

る。今回の専門研は、第7次専門研報告書で検討した史料の災害対策の中の課題、例えば、史料レスキューには常日頃から史料の所在情報を把握しておく必要があるなどの課題を受けて検討が始まった。このように史料の保存活用業務に関する新たな課題を見つけて、それをテーマとする研究会を立ち上げ研鑽を積み、その成果を世に問うことは会員のためだけでなく、会の活性化にも繋がるだろう。



5-4 埼玉協設立40周年の様子（平成26年）

### （2）災害時のネットワークの構築

災害対策をテーマとした第7次専門研報告書が刊行されてから4年が経過したが、この間、県内の文化財保存や博物館などの団体でも災害対策に関する進展がみられた。埼玉県博物館連絡協議会では、平成29年4月に博物館等資料レスキュー実施要領を策定し、加盟館園など、県内博物館、資料館施設が災害により所蔵資料および施設などに影響が及ぶような被害があった場合の資料の救済・保存の対策が定められた（4-29、76頁）。例年2月には県文化財保護協会と県博物館連絡協議会、埼玉協の合同による研修会が開催され、各団体の災害対策への取り組み報告などが行われている。埼玉協では前回、今回と二度の専門研で史料の災害対策や日常管理対策など、会員が職場で実践できる内容について検討してきたが、今後は災害発生時の人的なネットワークをどのように構築していくかも考えていく必要があるだろう。

埼玉協の会員は市長部局の公文書管理担当や教育委員会の文化財保護担当、博物館、資料館、図書館など多岐にわたっており、課題も多いだろうが今後取り組んでいく問題であると考えている。

### （3）後身の育成と研修の充実

今回の専門研にはここ10年以内に現在の職場に就職した若手職員にも多く参加している。県や市町村では第1次から第4次専門研あたりまで活動の中心となっていた世代が退職していったが、その後任の採用が行われるようになり、新たな人材が史料の保存活用に携わるようになった。埼玉協ではこれら若手職員に研修の場を提供し、後身の育成に努める必要があるだろう。

また、史料の保存活用をとりまく世界も大きく変化している。例えば写真フィルムは姿を消し、完全にデジタルデータに取って代わり、撮影機材も進歩している。生物被害対策でも、IPM（総合的病害虫管理）の考え方が主流となり、より適切な史料の日常管理が求められている。平成23年（2011）には公文書管理法が施行され、自治体はより一層適切な文書管理を行うとともに、歴史公文書の扱いも業務の中にきちんと位置付けていく必要がある。国に目を向ければ、国立公文書館の移転や、「アーキビスト」の専門職としての制度化、さらには文化財保護法の改正などが俎上にあがっている。このように変化する時代の中で、最良な史料の保存活用とは何か、それを現場でどのように実践していくかを常

に問い続け、発信していかなければならない。そこに埼玉協の存在価値があるのだらうと  
考えている。



第8次専門研委員